

公立大学法人公立小松大学職員給与規則

平成30年4月1日

規則第37号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 本給（第5条～第11条）
- 第3章 諸手当（第12条～第20条）
- 第4章 期末手当、勤勉手当（第21条～第24条）
- 第5章 雑則（第25条～第31条）
- 第6章 退職手当（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与に関する事項については、別に定める。

（法令等）

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等の定めるところによる。

（定義）

第3条 職員の給与は、本給、諸手当及び期末手当、勤勉手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、特別勤務手当とする。

（給与の支給日）

第4条 給与（期末手当、勤勉手当を除く）は、月の初日から末日までを1給与期間として、当該月の21日に支給する。ただし、その日が公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則第8条に定める休日（以下「休日」という。）の場合は繰り上げて支給する。

2 期末手当、勤勉手当は、6月30日と12月10日に支給する。ただし、その日が休日の場合は繰り上げて支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、大学の財政その他の事情により支給日を変更することがある。

第2章 本給

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職本給表 別表第1
- (2) 一般職本給表 別表第2
- (3) 医療職本給表 別表第3

2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

- (1) 第1項第1号 教育職員（保健管理センターの医師を含む）
- (2) 第1項第2号 事務職員、技術職員
- (3) 第1項第3号 医療職員

3 60歳を超える再雇用の事務職員、技術職員、医療職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用の欄に掲げる本給月額とする。

4 65歳を超える教育職員の本給は年俸制とし、別途諸手当のうち扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、時間外・休日勤務手当を支給する。

年俸制の教育職員の本給

職位	本給年額
助教	4,500,000 円
講師	5,000,000 円
准教授	5,500,000 円
教授	7,000,000 円

5 年俸制の給与は、本給年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、毎月第4条第1項の支給日に支給する。

6 前5項の規定にかかわらず、就業規則第30条の規定に該当する者は、その業績や職責に応じて理事長が別に定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職務の級は、原則としてその職務に応じ、次表の適用職階表に定める級別の資格基準に従い決定する。

適用職階表

①教育職本給表

職務の級	職階（職名）
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

②一般職本給表

職務の級	標準的な職務（職名）
1 級	定型的な業務を行う係員、技術員の職務
2 級	(1) 主任の職務 (2) 技術主任の職務 (3) 高度な知識と経験を必要とする業務を行う係員、技術員の職務
3 級	(1) 係長の職務 (2) 専門職員、技術専門職員の職務 (3) 困難な業務を処理する主任、技術主任の職務
4 級	(1) 課長補佐の職務 (2) 専門員、技術専門員の職務 (3) 困難な業務を処理する係長、専門職員、技術専門職員の職務
5 級	(1) 主任専門員、主任技術専門員 (2) 困難な業務を処理する課長補佐、専門員、技術専門員の職務
6 級	課長の職務
7 級	事務局次長の職務
8 級	事務局長の職務

③医療職本給表

職務の級	職階（職名）
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師の職務 (2) 保健師の職務
3 級	看護主任、保健主任の職務
4 級	看護師長、保健師長の職務

- 2 前項により職務の級が決定された者の号給は、初任給基準表に定められている号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

初任給基準表

本給表	職種	学歴区分	初任給
教育職	教育職員 (助手、助教)	博士課程修了（大学6卒後）	1 級37号給
		博士課程修了	1 級31号給
		修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1 級13号給
		大学4卒	1 級1号給

一般職	採用試験	事務職員、技術職員	大学4卒	1級25号給
			短大2卒	1級15号給
			高校卒	1級5号給
	その他	高校卒	1級1号給	
医療職	保健師、看護師		大学卒	2級11号給
			短大3卒	2級5号給
			短大2卒	2級1号給
	准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給	

(経験年数を有する者の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、前条第2項の初任給基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務として次条に定める経験年数換算率が100/100のものに従事した期間の年数を除く。)の月数にあつては、18月。)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(55歳を超える月の翌月以降の期間の年数については2。)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数の換算)

第8条 経験年数の換算は次表の経験年数換算表により算定する。

経験年数換算表

経歴		換算率
職歴	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常勤職員の勤務時間以上勤務するものに限る。)	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間		50/100以下

(昇格)

第9条 職員が就業規則第26条の規定により昇任し、又は別に定める昇格基準に達した場合は、その者の資格及び職責に応じて、上位の級に昇格させる。ただし、昇格前の在級期間が1年未満の場合及び昇格によって他の職員と著しく均衡を欠く場合は、これらの要件を満たすまで昇格を延期する。

2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別表第4に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(降格)

第10条 職員が就業規則第28条の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させる。

2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別表第5に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

第11条 昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職本給表4級の職員は、3号給）とすることを標準として、勤務成績により決定される昇給の区分に応じて次の表に定める号給数とする。

勤務成績区分表

記号	成績区分	号給数	具体例
A	極めて良好	8	特に顕著な業績・成果をあげた場合
B	非常に良好	6	顕著な業績・成果をあげた場合
C	良好	4	良好な勤務成績・態度であった場合
D	やや不良	2	遅刻欠勤が度々ある場合ほか
E	不良	0	職務に消極的で遅刻欠勤も多い場合ほか

3 55歳を超える職員に関する前項の適用については、同項中「4号給(教育職本給表4級の職員は、3号給)」とあるのは、「2号給」とし、その他の成績区分の号給数も1/2を乗じた数とする。

4 57歳を超える職員(教育職員は60歳。一般職本給表の1級及び2級の者を除く。)に関する第1項の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、非常に良好の場合には1号給、極めて良好の場合には2号給とする。

5 前4項の規定にかかわらず、65歳以上の教育職員、60歳以上の再雇用の一般職員及び医療職員は昇給しない。

6 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

7 昇給日は毎年1月1日とし、前回の昇給日又は採用日から1年を超えた期間又は1年未満の期間がある場合は四半期単位で号給数を加減する。

8 退職者及び休業者の昇給は、復職した後、前回の昇給から実勤務期間が通算して1年を超えた最初の昇給日に行う。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(本給の調整額)

第11条の2 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、

勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、本給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の規定により本給の調整を行う職員は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。
- 3 本給の調整額は、別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に前項に規定する適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額は、調整前における本給月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれるものを除く。）をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫（年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。）
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号、第3号及び第5号該当する扶養親族については6,500円（教育職本給表4級及び一般職本給表8級の職員は3,500円）、同項第2号及び第4号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月をもって終わる。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の支給対象職員と支給月額はそのとおりとする。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。

職務区分別手当額

職務区分	金額
副学長	90,000円
学長補佐	70,000円
学部長	90,000円
学科長	70,000円
研究科長	50,000円
専攻長	30,000円
図書館長	60,000円
センター長	50,000円
教育研究審議会委員	40,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	30,000円
事務局長	80,000円
事務局次長	65,000円
課長	50,000円

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号の区分に応じた額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 2 前項第2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 3 住居手当の支給は、その要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、その要件を喪失した日の属する月で終了する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩で通勤するとした場

合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものを除く。

- (1) 公共交通機関を利用して通勤する者
 - (2) 自動車、自動2輪車、自転車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用して通勤する者
 - (3) 公共交通機関と自動車等の両方を使用して通勤する者
- 2 通勤手当の算出は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路、方法によるものとする。
- 3 第1項第1号の通勤手当の額は、6箇月単位の定期券又は回数券等、割引率が最大の券種で計算し、1箇月ごとに支給する。この計算の結果1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 4 第1項第2号の通勤手当の額は次のとおりとする。

自動車等の使用距離	手当月額	自動車等の使用距離	手当月額
片道5km未満	2,000円	片道35km以上40km未満	21,600円
片道5km以上10km未満	4,200円	片道40km以上45km未満	24,400円
片道10km以上15km未満	7,100円	片道45km以上50km未満	26,200円
片道15km以上20km未満	10,000円	片道50km以上55km未満	28,000円
片道20km以上25km未満	12,900円	片道55km以上60km未満	29,800円
片道25km以上30km未満	15,800円	片道60km以上	31,600円
片道30km以上35km未満	18,700円		

- 5 第1項第3号の通勤手当の額は、第3項と前項で規定する額の合計額とする。
- 6 通勤手当の最高限度額は、第3項から第5項までの規定により算出した額の1箇月当たりの額が55,000円までとする。
- 7 通勤手当は、月の初日から末日まで全ての勤務を欠いた場合は支給しない。また、月の途中で採用又は支給期間途中で退職した場合は、勤務した期間に応じて支給額を調整あるいは返納させることがある。

(単身赴任手当)

第16条 特に法人の要請を受けて雇用された者で、赴任に伴い住居を移転し、同居していた配偶者若しくは18歳未満の子（以下「配偶者等」という。）と別居することと

なった職員のうち、配偶者等の住居から通勤することが困難と認められる場合は、単身赴任手当を支給する。

- 2 前項の規定は、当該者が前任機関で同様の手当を受給していた者で、赴任に伴い引き続き配偶者等と別居する場合にも適用する。
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離別加算額

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	38,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上	58,000円

- 3 単身赴任手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは当月。)から開始し、支給期間は5年間を限度とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当)

第17条 公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則(以下「勤務時間規則」という。)第3条に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。))である場合は、100分の25を加えた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず勤務時間規則第8条第1項に規定する休日のうち労働基準法第35条に規定する休日(以下「法定休日」という。)に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務時間規則第8条第2項の規定により、

予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

また、法定休日以外の休日(以下「法定外休日」という。)に勤務を命ぜられた場合は、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務時間が1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に達するまでは100分の100、それを超えた時間についてはそれぞれ100分の125の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

- 3 勤務時間規則第8条第3項に規定する代休日を与えた場合は、その基となった休日の勤務時間全部に対して1時間当たりの給与額に100分の25の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合)を乗じて得た額を加算して支給する。
- 4 1箇月の時間外勤務時間が60時間(法定休日の勤務を除く。)を超えた場合は、その超えた勤務時間について1時間当たりの給与額に100分の50の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合)を乗じて得た額を加算して支給する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける職員、専門業務型裁量労働制を適用した職員、又は変形労働時間制の適用により1週間当りの労働時間が平均して38時間45分以内となる職員には、時間外勤務手当は支給しない。
- 6 前5項の規定にかかわらず、休日に第20条に規定する特別勤務手当に該当する業務に従事した場合は、時間外及び休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第18条 所定の勤務時間として深夜時間に亘る勤務を命ぜられた職員には、深夜時間帯の勤務の全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(管理職特別勤務手当)

第19条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、次表掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

職務区分別手当額

職務区分	第1項の額	第2項の額
副学長	8,500円	4,300円
学長補佐	7,000円	3,500円
学部長	8,500円	4,300円
学科長	7,000円	3,500円
研究科長	4,000円	2,000円
専攻長	3,000円	2,000円
図書館長	4,500円	2,300円
教育研究審議会委員	3,500円	1,800円
センター長	4,000円	2,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	3,000円	1,500円
事務局長	8,000円	4,000円
事務局次長	5,000円	2,500円
課長	4,000円	2,000円

（特別勤務手当）

第20条 特別勤務手当については、別に定める公立大学法人公立小松大学特別勤務手当に関する細則による。

第4章 期末手当、勤勉手当

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給月額及び本給の調整額の合計額（以下「本給の月額」という。）に扶養手当の月額を加えた額に、本給の月額に職務の区分に対応する加算割合（特定管理職員の場合は100分の15をさらに加算）を乗じて得た額を加えた額を基礎額として、次表に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日別支給率

基準日	支給率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
6月1日	1.20	1.00	0.675

12月1日	1.20	1.00	0.675
-------	------	------	-------

* 特定管理職員とは教育職4級で学部長をいう。

職務別加算割合

区分	職員	加算割合
教育職	4級の職員	100分の15
	3級・2級の職員	100分の10
	1級（33号給以上）の職員	100分の5
一般職	8級の職員	100分の20
	7・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
医療職	4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級（65号給以上）の職員	100分の5

期末手当在職期間別支給割合表

在職期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の30

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職また死亡した職員に対して支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給の月額（特定管理職員の場合は本給の月額に100分の15を乗じて得た額を割り増した額）に前条で規定する職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を基礎として、勤務成績に応じた成績率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

勤務成績評価別支給割合

評価区分	成績率		
	特定管理職員	その他の職員	再雇用職員
勤務成績が特に優秀な職員	1.390	1.150	0.547
勤務成績が優秀な職員	1.245	1.035	0.491
勤務成績が良好な職員	1.120	0.920	0.435
訓告又は嚴重注意を受けた職員	0.865	0.695	0.326
譴責処分を受けた職員	0.720	0.580	0.272
減給処分を受けた職員	0.600	0.480	0.227

勤勉手当期間別支給割合

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

4 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

(期末手当、勤勉手当の除外者)

第23条 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当と勤勉手当は支給しない。

- (1) 基準日以前6箇月以上休職にされている者
- (2) 基準日以前6箇月以上育児・介護休業をしている者
- (3) 基準日以前6箇月以内に出勤停止にされている者
- (4) 基準日前1箇月以内に懲戒解雇又は諭旨解雇された者
- (5) 基準日以降に懲戒解雇又は諭旨解雇の処分が確定している者
- (6) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、その退職

の日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

2 退職後に前項第3号、第4号及び第6号に相当する事実が判明し、懲戒審査で認定された場合には、期末手当、勤勉手当を返納させる。

第24条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、法人の財政事情により期末手当と勤勉手当を減額又は支給しないことがある。

第5章 雑則

(退職者の給与)

第25条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付等、又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

(休業者等の給与)

第26条 育児休業、介護休業及び育児短時間勤務、介護短時間勤務をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業、介護休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当、勤勉手当は基準日以前6箇月以内の勤務日数に応じた割合で支給する。
- (2) 育児短時間勤務及び介護短時間勤務をする職員の本給月額、その者の受ける本給額に、承認された勤務時間を所定の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当の基礎額は、これを適用しないものとして得られる額とする。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合及び勤務時間規則第9条の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(日割計算)

第28条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第29条 第17条、第18条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第30条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は給与額を算定する過程において、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(給与の支払い)

第31条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員の同意があった場合は、当該職員が指定する金融機関の職員名義の口座に振り込むものとする。

(退職手当)

第32条 勤続1年以上の職員が退職し又は解雇した場合は、退職手当を支給する。ただし懲戒解雇した者には支給しない。

2 退職手当に関する詳細は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(給与計算の特例)

2 この規則の定めにかかわらず、小松市から出向を命じられて採用した者の本給及び期末手当、勤勉手当、諸手当は、小松市一般職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第5号)を準用して決定する。

3 この規則の定めにかかわらず、平成30年4月1日に学校法人小松短期大学から公立大学法人に移行した職員の本給は、その職務区分に対応した級とし、学校法人小松短期大学で受けていた平成30年3月31日現在の本給を基礎として平成30年4月1日に小松短期大学で定期昇給したものとした額の直近上位の額に対応する号給とする。

4 前項の職員のうち、平成30年4月2日以降に小松短期大学から公立小松大学の専任教員に異動した者の本給は、第5条から第8条の規定に基づき改めて決定する。

5 小松市の職員から引き続き法人に採用した者及び第3項の職員に対する平成30年6月期の期末手当、勤勉手当の期間率の算定には、小松市及び学校法人小松短期大学の勤務期間を通算するものとする。

附 則(平成30年規則第52号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第12条第3項の規定については、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 令和2年3月31日においてこの規則による改正前の公立大学法人公立小松大学職員給与規則第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、この規則による改正後の公立大学法人公立小松大学職員給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(第2号において「旧手当額」という。)から2千円を控除した額の住居手当を支給する。

- 1 改正後の給与規則第14条第1項に該当しないこととなる職員

- 2 旧手当額から改正後の給与規則第14条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員

附 則(令和2年規則第6号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

教育職本給表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500

再雇用
職員以
外の職
員

47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	509,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,900	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		

	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
再雇用 職員		282,800	293,800	315,700	399,700

別表第2（第5条関係）

一般職本給表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				

	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再雇用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第3（第5条関係）

医療職本給表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700
	2	166,700	194,500	242,000	263,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600
	4	169,600	198,600	245,600	265,700
	5	171,000	200,700	247,000	266,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200
	7	174,000	205,300	249,400	268,000
	8	175,500	207,500	250,700	268,900
	9	176,700	209,800	251,700	270,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800
	12	181,500	213,800	254,500	273,000
	13	182,900	215,200	255,700	274,300
	14	184,900	216,600	256,800	275,400
	15	186,900	218,100	257,600	276,600
	16	188,900	219,300	258,600	278,000
	17	191,000	220,700	259,100	279,300
	18	193,100	222,200	260,000	280,600
	19	195,200	223,700	261,000	281,600
	20	197,300	225,200	261,800	282,800
	21	199,300	226,300	262,700	284,400
	22	201,500	228,000	263,600	286,000
	23	203,700	229,700	264,500	287,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600
	25	207,800	232,700	266,700	289,900
	26	209,100	234,400	267,600	291,500
	27	210,300	236,100	268,800	293,200
	28	211,600	237,800	270,000	294,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600
	31	215,200	242,100	274,100	299,200
	32	216,400	243,200	275,400	300,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300
	34	219,000	245,500	278,400	303,800
	35	220,300	246,400	279,600	305,400
	36	221,600	247,500	280,800	307,000
	37	222,700	248,400	282,400	308,300
	38	224,100	249,500	283,600	309,700
	39	225,400	250,400	285,000	311,100
	40	226,800	251,500	286,200	312,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600
	43	230,500	253,700	290,500	317,000
	44	231,900	254,400	292,100	318,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300
	46	234,500	256,100	294,800	320,700

再雇用
職員以
外の職
員

47	235,800	257,000	296,300	322,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600
49	238,100	259,000	298,900	324,700
50	239,200	260,000	300,200	326,100
51	240,200	261,200	301,400	327,400
52	241,300	262,400	302,800	328,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100
54	243,300	264,900	305,500	331,500
55	244,200	266,200	306,900	332,900
56	245,200	267,500	308,300	334,200
57	245,900	269,000	309,100	335,100
58	246,900	270,500	310,300	336,400
59	247,600	271,900	311,500	337,600
60	248,400	273,300	312,900	338,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000
62	250,200	276,000	315,300	340,900
63	251,000	277,400	316,600	342,100
64	252,000	278,500	317,800	343,400
65	252,900	279,900	319,100	344,500
66	253,700	281,400	320,400	345,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900
68	255,700	284,400	323,000	348,000
69	256,500	285,500	323,700	349,000
70	257,500	287,000	324,800	350,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100
72	259,400	289,900	326,800	352,200
73	260,800	290,900	328,100	353,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100
75	263,200	293,500	329,900	355,200
76	264,300	294,800	331,100	356,300
77	265,300	296,200	332,200	357,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800
79	267,500	298,700	334,500	358,600
80	268,500	300,000	335,700	359,300
81	269,400	300,500	336,800	359,900
82	270,400	301,700	337,900	360,400
83	271,500	302,800	338,900	361,000
84	272,600	304,000	340,000	361,500
85	273,400	305,100	340,900	362,100
86	274,300	306,300	341,900	362,600
87	275,400	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100
90	278,200	311,100	345,600	364,500
91	279,000	312,300	346,400	365,100
92	280,000	313,500	347,200	365,600
93	280,900	314,300	347,800	365,900
94	281,900	315,000	348,400	366,400
95	282,800	315,700	349,100	366,800
96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200

	99	285,800	317,900	351,000	368,700
	100	286,700	318,600	351,400	369,200
	101	287,500	319,000	351,900	369,800
	102	288,300	319,600	352,300	370,300
	103	289,100	320,200	352,800	370,800
	104	289,900	320,800	353,200	371,200
	105	290,600	321,200	353,500	371,800
	106	291,100	321,700	354,000	372,300
	107	291,600	322,200	354,400	372,800
	108	292,100	322,700	354,700	373,300
	109	292,300	323,100	355,200	373,900
	110	292,600	323,500	355,700	374,300
	111	292,800	323,800	356,200	374,800
	112	293,200	324,100	356,700	375,300
	113	293,500	324,500	357,200	375,900
	114	293,700	324,900	357,700	
	115	294,100	325,300	358,200	
	116	294,400	325,600	358,600	
	117	294,700	325,800	359,000	
	118	295,000	326,100	359,400	
	119	295,300	326,500	359,900	
	120	295,700	326,700	360,400	
	121	296,000	326,900	360,800	
	122	296,400	327,200	361,300	
	123	296,700	327,500	361,800	
	124	297,100	327,800	362,300	
	125	297,300	328,000	362,600	
	126	297,500	328,300		
	127	297,800	328,700		
	128	298,200	328,900		
	129	298,400	329,100		
	130	298,700	329,300		
	131	299,100	329,700		
	132	299,500	329,900		
	133	299,700	330,200		
	134	300,000	330,600		
	135	300,400	331,000		
	136	300,700	331,400		
	137	300,900	331,700		
	138	301,200	332,100		
	139	301,600	332,500		
	140	301,900	332,900		
	141	302,100	333,200		
	142	302,500	333,600		
	143	302,900	333,900		
	144	303,200	334,300		
	145	303,400	334,600		
	146	303,600	335,000		
	147	303,900	335,400		
	148	304,300	335,800		
	149	304,500	336,100		
	150	304,700	336,500		

	151	305,000	336,900		
	152	305,300	337,300		
	153	305,700	337,600		
	154	305,900			
	155	306,100			
	156	306,400			
	157	306,700			
	158	307,000			
	159	307,300			
	160	307,600			
	161	308,000			
	162	308,300			
	163	308,600			
	164	308,900			
	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再雇用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800

別表第4（第9条関係）

昇格時号給対応表

イ 教育職本給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18

47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	29	38	21
51	30	39	21
52	30	40	22
53	31	41	22
54	31	41	22
55	32	42	23
56	32	42	23
57	33	43	23
58	33	43	24
59	34	44	24
60	34	44	24
61	35	45	25
62	35	46	25
63	36	47	26
64	36	48	26
65	37	49	27
66	37	50	27
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	30
74	41	57	30
75	42	58	31
76	42	58	31
77	43	59	31
78	43	59	32
79	44	60	32
80	44	60	32
81	45	61	33
82	45	61	33
83	45	61	33
84	46	62	34
85	46	62	34
86	46	62	34
87	47	63	35
88	47	63	35
89	47	63	35
90	48	63	
91	48	63	
92	48	63	
93	49	63	
94	49	63	
95	49	63	
96	49	63	
97	50	63	
98	50	63	

99	50	63	
100	50	63	
101	51	63	
102	51	63	
103	51	63	
104	51	63	
105	52	63	
106	52		
107	52		
108	52		
109	53		
110	53		
111	53		
112	53		
113	53		
114	53		
115	54		
116	54		
117	54		
118	54		
119	54		
120	54		
121	55		
122	55		
123	55		
124	55		
125	55		
126	55		
127	56		
128	56		
129	56		

ロ 一般職本給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6

19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	

71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	37	51	52	69	51	33
83	38	51	52	69	51	34
84	38	51	52	69	51	34
85	39	52	53	69	51	35
86	39	52	53	70	51	
87	40	52	53	70	51	
88	40	52	53	70	51	
89	41	53	54	71	52	
90	41	53	54	72	52	
91	42	53	54	73	52	
92	42	53	54	74	52	
93	43	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				

123		59				
124		59				
125		59				

ハ 医療職号給表 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	2	1	6
19	3	1	7
20	4	1	8
21	5	1	9
22	6	1	10
23	7	1	11
24	8	1	12
25	9	1	13
26	10	2	14
27	11	3	15
28	12	4	16
29	13	5	17
30	14	6	18
31	15	7	19
32	16	8	20
33	17	9	21
34	18	10	22
35	19	11	23
36	20	12	24
37	21	13	25
38	22	14	26
39	23	15	27
40	24	16	28
41	25	17	29
42	26	18	30
43	27	19	31
44	28	20	32

45	29	21	33
46	30	22	34
47	31	23	35
48	32	24	36
49	33	25	37
50	34	26	38
51	35	27	39
52	36	28	40
53	37	29	41
54	38	30	42
55	39	31	43
56	40	32	44
57	41	33	45
58	42	34	46
59	43	35	47
60	44	36	48
61	45	37	49
62	46	38	50
63	47	39	51
64	48	40	52
65	49	41	53
66	50	42	54
67	51	43	55
68	52	44	56
69	53	45	57
70	54	46	58
71	55	47	59
72	56	48	60
73	57	49	61
74	58	50	62
75	59	51	63
76	60	52	64
77	61	53	65
78	62	54	66
79	63	55	67
80	64	56	68
81	65	57	69
82	65	58	70
83	66	59	71
84	66	60	72
85	67	61	73
86	67	62	74
87	68	63	75
88	68	64	76
89	69	65	77
90	70	66	78
91	71	67	79
92	72	68	80
93	73	69	81
94	73	70	82
95	74	71	83
96	74	72	84

97	75	73	85
98	75	74	85
99	76	75	86
100	76	76	86
101	77	77	87
102	77	78	87
103	78	79	88
104	78	80	88
105	79	81	89
106	79	81	90
107	80	81	91
108	80	82	92
109	81	82	92
110	81	82	92
111	81	83	93
112	81	83	93
113	82	83	93
114	82	84	94
115	82	84	94
116	82	84	94
117	83	85	95
118	83	85	95
119	83	85	95
120	83	85	96
121	84	86	96
122	84	86	96
123	84	86	97
124	84	86	97
125	85	87	97
126	85	87	
127	85	87	
128	86	87	
129	86	88	
130	86	88	
131	87	88	
132	87	88	
133	87	89	
134	88	89	
135	88	89	
136	88	90	
137	89	90	
138	89	90	
139	89	90	
140	89	90	
141	90	91	
142	90	91	
143	90	91	
144	90	91	
145	91	91	
146	91	92	
147	91	92	
148	91	92	

149	92	92	
150	92	92	
151	92	93	
152	92	93	
153	93	93	
154	93		
155	93		
156	93		
157	94		
158	94		
159	94		
160	94		
161	95		
162	95		
163	95		
164	95		
165	96		
166	96		
167	96		
168	96		
169	97		

別表第5（第10条関係）

降格時号給対応表

イ 教育職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46
19	39	31	47
20	40	32	48
21	41	33	51
22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	50	41	70
30	52	42	74
31	54	43	77
32	56	44	80
33	58	45	83
34	60	46	86
35	62	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89
45	83	61	89
46	86	62	89

47	89	63	89
48	92	64	89
49	96	65	89
50	100	66	89
51	104	67	89
52	108	68	89
53	114	69	89
54	120	70	89
55	126	71	89
56	129	72	89
57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89
60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89
64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	
88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		
95	129		
96	129		
97	129		
98	129		

99	129		
100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

ロ 一般職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52
30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61
35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	82	53	53	45	45	85	61
38	84	54	54	46	46	85	61
39	86	55	55	47	47	85	61
40	88	56	56	48	48	85	61

41	90	58	57	49	50	85	61
42	92	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			

93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

ハ 医療職号給表 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	17	25	13
2	17	26	14
3	17	27	15
4	18	28	16
5	19	29	17
6	20	30	18
7	21	31	19
8	22	32	20
9	23	33	21
10	24	34	22
11	26	35	23
12	27	36	24
13	28	37	25
14	29	38	26

15	31	39	27
16	32	40	28
17	33	41	29
18	34	42	30
19	35	43	31
20	36	44	32
21	37	45	33
22	38	46	34
23	39	47	35
24	40	48	36
25	41	49	37
26	42	50	38
27	43	51	39
28	44	52	40
29	45	53	41
30	46	54	42
31	47	55	43
32	48	56	44
33	49	57	45
34	50	58	46
35	51	59	47
36	52	60	48
37	53	61	49
38	54	62	50
39	55	63	51
40	56	64	52
41	57	65	53
42	58	66	54
43	59	67	55
44	60	68	56
45	61	69	57
46	62	70	58
47	63	71	59
48	64	72	60
49	65	73	61
50	66	74	62
51	67	75	63
52	68	76	64
53	69	77	65
54	70	78	66
55	71	79	67
56	72	80	68
57	73	81	69
58	74	82	70
59	75	83	71
60	76	84	72
61	77	85	73
62	78	86	74
63	79	87	75
64	80	88	76
65	82	89	77
66	84	90	78

67	86	91	79
68	88	92	80
69	89	93	81
70	90	94	82
71	91	95	83
72	92	96	84
73	94	97	85
74	96	98	86
75	98	99	87
76	100	100	88
77	102	101	89
78	104	102	90
79	106	103	91
80	108	104	92
81	112	107	93
82	116	110	94
83	120	113	95
84	124	116	96
85	127	120	98
86	130	124	100
87	133	128	102
88	136	132	104
89	140	135	105
90	144	140	106
91	148	145	107
92	152	150	110
93	156	153	113
94	160	153	116
95	164	153	119
96	168	153	122
97	169	153	125
98	169	153	125
99	169	153	125
100	169	153	125
101	169	153	125
102	169	153	125
103	169	153	125
104	169	153	125
105	169	153	125
106	169	153	125
107	169	153	125
108	169	153	125
109	169	153	125
110	169	153	125
111	169	153	125
112	169	153	125
113	169	153	125
114	169	153	
115	169	153	
116	169	153	
117	169	153	
118	169	153	

119	169	153	
120	169	153	
121	169	153	
122	169	153	
123	169	153	
124	169	153	
125	169	153	
126	169		
127	169		
128	169		
129	169		
130	169		
131	169		
132	169		
133	169		
134	169		
135	169		
136	169		
137	169		
138	169		
139	169		
140	169		
141	169		
142	169		
143	169		
144	169		
145	169		
146	169		
147	169		
148	169		
149	169		
150	169		
151	169		
152	169		
153	169		